平成２３年（フ）第４５１号
北海道旭川市神居４条11丁目５番４号
債務者　三浦　志郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５２号
北海道旭川市神居４条11丁目５番４号
債務者　三浦　好子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５６号
北海道旭川市南６条通17丁目2185番21　２号モリスピレネ２階205号室、住民票上の住所北海道旭川市３条通20丁目684番地　シャルム３条405
債務者　増子　恵一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５７号
北海道旭川市神楽岡12条１丁目１番９号
債務者　成沢　喜重（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５８号
北海道旭川市南８条通26丁目580番地の２
債務者　松平　隆男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６３号
北海道旭川市２条通９丁目2015番地の２　旭栄ビル203
債務者　中川　　修
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１９号
釧路市興津５丁目24番24号　パールハイツ102号
債務者　秦野　貴之
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
釧路市興津１丁目11番225号
債務者　山澤　　環
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
釧路市大楽毛西２丁目９番15号
債務者　塩澤　俊幸
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
釧路市文苑４丁目59番７号　リバーサイド文苑106号
債務者　柏原加代子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３３０号
釧路市興津３丁目４番17号　眺洋マンション２－２号
債務者　及川めぐみ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５４号
神奈川県大和市西鶴間１丁目６番19号　シティハイムリンデン201
債務者　篠崎　　祐
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７０号
神奈川県藤沢市遠藤865番地の８　ライフタウンディュエットＦ－３号室
債務者　石橋　宏子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０４０号
横浜市港南区日野中央３丁目２番３号
債務者　上江洲宗弘こと　上江洲総行
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１４号
横浜市中区本牧町１丁目28番地１　コスタ本牧壱番館204号室
債務者　奥山　勇太
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部